

令和七年第三回

特別区競馬組合議会定例会

(九月十八日)

会

議

録

特別区競馬組合議会

令和七年第三回特別区競馬組合議会定例会会議録 目次

○令和七年九月十八日

期 日
場 所
出席議員
欠席議員
出席説明員
出席議会事務局職員
議事日程
開会・開議
異動議員の報告、常任委員の指名報告、異動議員の議席指定
会議録署名議員の指名
諸般の報告
例月出納検査結果の報告
株式会社ティシーケイサービス経営状況の報告
挨拶（服部征夫管理者）
日程第一 会期の決定について
日程第二 議案第十四号 特別区競馬組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
日程第三 議案第十五号 特別区競馬組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
提案理由説明（桑野俊郎競馬事務局長）
6	6
6	5
5	4
4	4
4	4
4	4
4	4
4	4
3	3
3	2
2	2
1	1
1	1
1	1

委員会付託	日程第四 認定第一号 令和六年度特別区競馬組合決算の認定について
提案理由説明（桑野俊郎競馬事務局長）	日程第五 議案第十六号 特別区分配金について
委員会付託	委員会付託
会議時間の延長	会議時間の延長
管理者退席（服部征夫管理者）	管理者退席（服部征夫管理者）
休憩	休憩
再開	再開
各委員会審査報告書の提出	各委員会審査報告書の提出
日程の追加	日程の追加
追加日程第一 議案第十四号 特別区競馬組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	追加日程第一 議案第十四号 特別区競馬組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
追加日程第二 議案第十五号 特別区競馬組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	追加日程第二 議案第十五号 特別区競馬組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
総務・事業委員会審査結果報告（島村高彦副委員長）	総務・事業委員会審査結果報告（島村高彦副委員長）
採決	採決
追加日程第三 認定第一号 令和六年度特別区競馬組合決算の認定について	追加日程第三 認定第一号 令和六年度特別区競馬組合決算の認定について
追加日程第四 議案第十六号 特別区分配金について	追加日程第四 議案第十六号 特別区分配金について
採決	採決
会期中の閉会	会期中の閉会
挨拶（小柳津明副管理者）	挨拶（小柳津明副管理者）
閉会	閉会

資料の部
議案の部

令和七年第三回特別区競馬組合議会定例会議録

三二一
出席議員（十六名）
日 令和七年九月十八日（木）
場所 東京区政会館 一九一會議室

二十二番 二十一番 二十番 十九番 十八番 十七番 十六番 十五番 十四番 十番 九番 八番 七番 六番 五番 四番
（葛）足（江）墨（練）板（豊）杉（中）目（品）荒（北）台（文）新
飾 立 東 田 馬 橋 島 並 野 黒 川 川 東 京 宿
区 区 区 区 区 区 区 区 区 区 区 区 区 区
伊 た 鍔 佐 上 田 島 木 森 鈴 渡 斎 青 石 市 渡
藤 だ 先 藤 野 中 村 梨 木 边 藤 木 川 村 边
よしのり 太郎 美彦 ひろみ 高篠 しゆんすけ もりよ 彦 たかゆ 彦 まきよ しきよ まゆき やうい まき まゆき ゆうい ゆうい
清人 やすとし やすとし

君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君

四 欠席議員（七名）

競走課長（副參事（馬主担当）兼務）	理	出席説明員	一一番
総務課長	副管	二十三番	二番
広報課長	副管	十三番	三番
システィム課長	副管	十一番	二番
経理課長	副管	二十三番	一一番
競馬事務局長（事業担当部長兼務）	管	二十三番	二番
経営企画担当部長	理	二十三番	一一番
総務担当部長	者	二十三番	二番
参事（お客様事業課長事務取扱）	者	二十三番	一一番
経営企画室長（場外経営担当課長兼務）	者	二十三番	二番

(江 渋 世 大 港 中 千
戸 谷 田 田 央 代
川 谷 田 田 区 田
区 区 区 区 区 田)

木 朝 山 中 山 赤 笹 岸 紗 桑 小 服	島 一 石 鈴 土 原 秋
	柳
村 生 下 島 田 瀬 岡 谷 野 津 部	村 柳 川 木 屋 田 谷
洋 崇 玲 浩 健 貴 賢 幸 招 俊 征	和 直 ナ 隆 賢 こ
一	才
之 之 子 司 郎 之 治 弘 世 郎 明 夫	成 宏 ミ 之 準 一 き
君 君 君 君 君 君 君 君 君 君	君 君 君 君 君 君 君 君

副 参 事 (公正担当)

厩 舎 管 理 課 長

施設再整備担当課長(小林牧場長兼務)

監 査 委 員 事 務 局 長

出席議会事務局職員

議 事 担 当 課 長

議 會 事 務 局 長

書 記 記

七

議 事 日 程

日 程 第 一

会期の決定について

日 程 第 二

議案第十四号

特別区競馬組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

日 程 第 三

議案第十五号

特別区競馬組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

日 程 第 四

認定第一号

令和六年度特別区競馬組合決算の認定について

日 程 第 五

議案第十六号

特別区分配金について

追加日程第一

議案第十四号

特別区競馬組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

追加日程第二

議案第十五号

特別区競馬組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

追加日程第三

認定第一号

令和六年度特別区競馬組合決算の認定について

追加日程第四

議案第十六号

特別区分配金について

小 木 秋 市 宮 中 小 笹

泉 内 山 川 泽 嶋 山 本

友 昌 兵 保 裕 将 昭 美

己 子 彦 吾 夫 司 彦 二 穂

君 君 君 君 君 君 君

開 会（午前十時四十分）

○議長（鈴先美彦君） ただいまから、令和七年第三回特別区競馬組合議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

初めに、前定例会から今定例会までの間に議員の異動がありましたので、名簿を配付しております。

異動議員の常任委員会の選任につきましては、委員会条例第五条第三項の規定に基づき、お手元の配付の名簿のとおり指名いたしますので、同条第四項の規定に基づき、ご報告いたします。

次に、異動議員の議席を、會議規則第三条第一項の規定により、お手元に配付の議席表のとおり指定いたします。次に、會議録署名議員の指名を行います。

會議規則第一百十二条の規定に基づき、十九番佐藤篤議員、二十一番ただ太郎議員を會議録署名議員に指名いたします。次に、諸般の報告について、議会事務局長に報告させます。

○議会事務局長（市川保夫君） ご報告申し上げます。

一、令和七年第三回特別区競馬組合議会定例会の招集について
二、議案の送付について

三、議事説明員について

以上、三件につきましては、お手元に文書の写しを配付しておりますので、内容の朗読は省略いたします。

○議長（鈴先美彦君） 次に、例月出納検査の結果についての報告が監査委員から提出されております。

また、地方自治法第二百四十三条の三第二項の規定に基づき、令和六年度株式会社ティーシーケイサービスの経営状況についての報告が管理者から提出されておりますので、併せて議会事務局長より報告させます。

○議会事務局長（市川保夫君） ご報告申し上げます。

お手元に、令和七年五月分から七月分までの例月出納検査の結果について報告書の写し及び令和六年度株式会社ティシーケイサービスの経営状況についての報告の写しをお配りしてございますので、配付をもつて報告といたします。

○議長（鈎先美彦君） ここで、管理者から発言の申出がありますので、これを許可いたします。

服部管理者お願ひします。

○管理者（服部征夫君） おはようございます。特別区競馬組合管理者の台東区長の服部征夫です。

本日令和七年第三回特別区競馬組合議会定例会招集申し上げましたところ、本当に皆様ご多忙のところ、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

去る九月七日、いいニュースなんすけども、韓国ソウル競馬場で国際グレード競走のG3でありますコリアカップに出走いたしました大井競馬場所属のデイクテオン号が優勝したんですね。これ中央競馬会からも出走しているんですが、地方競馬所属馬としては初めて海外のダートで行われる国際グレード競走を制覇し、大変うれしいニュースだと思います。

さて、本日ご審議をいただきます案件は、条例の改正二件、そしてまた決算の認定、特別区分配金の計四件の議案をご提案申し上げています。

慎重なご審議を賜りまして、ご決定を賜りますようお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

○議長（鈎先美彦君） ありがとうございました。管理者の挨拶が終わりました。

これより、日程に入ります。

日程第一を議題といたします。

〔市川保夫議会事務局長朗読〕

日程第一 会期の決定について

○議長（鈎先美彦君） 会期についてお諮りいたします。

今定例会の会期は、会議規則第四条第一項第一号の規定に基づき、本日九月十八日から二十二日までの五日間といたしました。いと存じます。

これにご異議ありませんか。

「「異議なし」の声あり」

○議長（鈎先美彦君） ご異議なしと認めます。

よつて、今定例会の会期は、本日九月十八日から二十二日までの五日間とすることに決定いたしました。

次に、日程第二及び日程第三を一括議題といたします。

〔市川保夫議会事務局長朗読〕

日程第二 議案第十四号 特別区競馬組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

日程第三 議案第十五号 特別区競馬組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（鈎先美彦君） これらの案について、提案理由の説明を求めます。

競馬事務局長。

○競馬事務局長（桑野俊郎君） ただいま一括議題となりました議案第十四号及び議案第十五号についてご説明申し上げます。恐れ入ります。議案書の一ページをお開き願います。

初めに、議案第十四号、特別区競馬組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

本案は、育児休業、介護休業等、育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い規定を整理するものでございます。

恐れ入ります。議案書四ページをお開き願います。

改正の内容につきまして、新旧対照表によりご説明申し上げます。

第十六条の三において、「次条において」を「以下」とし、第十六条の四の次に第十六条の五として、「妊娠、出産等についての申出をした職員に対する意向確認等」を新設するものでございます。

次に、本条例の附則でございます。

附則第一項で、本条例の施行日を、令和七年十月一日とし、ただし、次項の規定は、公布の日から施行する旨を定め、附則第二項は、この条例の施行の日前においても、この条例による改正後の条例第十六条の五第二項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができ、この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同行の規定により講じられたものとみなす旨を定めるものでございます。

恐れ入ります。七ページをお開き願います。

続きまして、議案第十五号、特別区競馬組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、規定を整理するものでございます。
恐れ入ります。十ページをお開き願います。

改正の内容につきまして、新旧対照表によりご説明申し上げます。

第一条において、「第十九条第一項及び第二項」を「第十九条第一項から第三項まで及び第五項」とし、第十四条第一項第二号において「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「次条において同じ」を加え、第十五条の見出し中「部分休業」を「第一号部分休業」とし、第十五条第一項を「育児休業法第十九条第二項第一号に掲げる範囲内で請求する同条第一項に規定する部分休業の承認は、三十分を単位として行うものとする」と改め、第二項及び第三項中「部分休業」を「第一号部分休業」とし、第十五条の次に第十五条の二として、「第二号部分休業の承認」を、第十五条の三として、「育児休業法第十九条第二項の条例で定める一年の期間」を、第十五条の四として、「育児休業法第十九条第二項第二号の人事院規則で定め

る時間を基準として条例で定める時間」を、第十五条の五として、「育児休業法第十九条第三項の条例で定める特別の事情」をそれぞれ新設するものでございます。

次に、第十六条中、「部分休業」を、「育児休業法第十九条第一項に規定する部分休業」とし、第十七条を「育児休業法第十九条第六項において準用する育児休業法第五条第二項の条例で定める事由は、職員が第三項を変更したときとする」と改めるものでございます。

次に、本条例の附則でございます。

附則第一項で、本条例の施行日を令和七年十月一日からとし、附則第二項は経過措置として、育児休業法第十九条第二項第二号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和八年三月三十一日までの間における育児休業法第十九条第一項に規定する部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の条例第十五条の四の規定の適用については、同条第一号中「七十七時間三十分」とあるのは「三十八時間四十五分」と、同条第二号中「十」とあるのは「五」とする旨、定めるものでございます。

以上で、議案第十四号及び第十五号の説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（鈴先美彦君） ご苦労さまでした。提案の理由の説明は終わりました。

これらの案については、所管の総務・事業委員会に付託いたします。

○議長（鈴先美彦君） 次に、日程第四及び日程第五を一括議題といたします。

〔市川保夫議会事務局長朗読〕

日程第四 認定第一号 令和六年度特別区競馬組合決算の認定について
日程第五 議案第十六号 特別区分配金について

○議長（鈴先美彦君） これらの案について、提案理由の説明を求めます。

競馬事務局長。

○競馬事務局長（桑野俊郎君） ただいま一括議題となりました認定第一号及び議案第十六号について、ご説明申し上げます。

初めに、認定第一号、令和六年度特別区競馬組合決算の認定について、ご説明申し上げます。

決算書の二ページをお開き願います。

収益的収入の決算額は、第一款営業収益、第二款営業外収益、第三款特別利益の合計額で、三ページ決算額の一番下の右下の欄、右から三列目に記載の二千百七十九億三千七百九十五万一千二百四十六円となりました。

次に、四ページをお開き願います。

続きまして、収益的支出の決算額は、第一款営業費用、第二款営業外費用、第三款特別損失の合計額で、五ページ、決算

額の一番下の欄、右から四列目に記載の二千四億三千二百二十五万六千二百五十六円となりました。

次に、六ページをお開き願います。

まず、上段、資本的収入の決算額は七ページ決算額の一番下の欄、右から三列目に記載のゼロ円となりまして、続いて、下段、資本的支出の決算額は、第一款資本的資質、第一項建設改良費で、七ページ、決算額の一番下の欄、右から六列目に記載の三億九千四百二十四万六千四百九十三円となりました。

なお、収入に支出が不足する額は、欄外記載のとおり、損益勘定留保資金により補填しております。

続きまして、八ページをお開き願います。

令和六年度の損益計算書でございます。

営業収益から営業費用を差し引いた営業利益は百七十七億五千七百二十六万八千五百三十六円となつております。そこから営業外損益を減じたものが経常利益で、そこからさらに特別損失を減じた令和六年度の純利益は、下から四行目に記載の百七十五億五百六十九万四千九百九十円となりました。この当年度純利益に前年度繰越利益剰余金を加えた当年度未処分利益剰余金は五百十八億三千九百三万三百十七円でございます。

続きまして、十ページをお開き願います。

令和六年度の剩余金計算書でございます。

この計算書で算出された剩余金を次の十一ページの剩余金処分計算書（案）により、当年度末残高の未処分利益剩余金から表記のとおり総額百三十八億円を特別区分配金として処分し、三十七億五百六十九万四千九百九十円を施設整備等積立金への積立てとし、残額三百四十三億三千三百三十三万五千三百二十七円を繰越利益剩余金とするものでございます。

続きまして、十二ページをお開き願います。

令和七年三月三十一日現在の財政状況を明らかにした貸借対照表でございますて、十三ページ一番下の負債と資本の合計は八百三十四億八千六百四十八万二千百八十七円となり、十二ページ一番下の資産合計と一致しております。

なお、十八ページ以降に附属書類及び参考資料を添付してございますので、後ほどご覧いただければと存じます。

恐れ入ります。決算書の最後のページ、六十五ページをお開き願います。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率を記載したものでございます。表記の算出根拠に基づいて計算いたしましたと、資金不足は生じていないという表記になつてございます。

また、本決算につきましては、別冊でお手元に配付してございますとおり、監査委員から決算審査意見書をいただいております。

以上で、認定第一号、令和六年度特別区競馬組合決算の認定について、説明を終わります。

引き続きまして、議案第十六号、特別区分配金について、ご説明申し上げます。

恐れ入ります。議案書にお戻りいただきまして、十五ページをお開き願います。

本案は、令和六年度未処分利益剩余金を処分し、特別区に分配するため提案するものでございます。

分配金総額は、百三十八億円でございまして、令和六年度決算に基づく利益処分として、一区当たり六億円を分配するものでございます。

分配の時期は、令和八年四月三十日でございます。

以上で、認定第一号及び議案第十六号の説明を終わります。

よろしくご審議の上、原案どおりご認定、ご議決賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（鈴先美彦君） ご苦労さまでございました。提案理由の説明は終わりました。

これらの案については、委員会条例第四条第一項及び第二項の規定により、全議員をもつて構成する決算特別委員会を設置し、これに付託することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

「「異議なし」の声あり」

○議長（鈴先美彦君） ご異議なしと認めます。

よつて、認定第一号及び議案第十六号は、全議員をもつて構成する決算特別委員会を設置し、これに付託することに決定いたしました。

ここで議事の都合により、あらかじめ会議時間を延長いたしたいと思います。

この際、付託案件の委員会審査のため、会議を暫時休憩いたします。

なお、ここで、服部管理者は公務のためご退席されることになります。ご苦労さまでございました。

〔服部征夫管理 者退席〕

休 憩（午前十時五十四分）

再 開（午前十一時四十二分）

○議長（鈴先美彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、総務・事業副委員長及び決算特別委員長から各委員会の審査報告書が提出されました。

審査報告書の写しをお配りしておりますので、写しの配付をもつて、ご報告とさせていただきます。

この際、日程の追加について、お諮りいたします。

お手元に配付いたしました追加議事日程のとおり、議案第十四号ほか三件を本日の日程に追加したいと思います。

これにご異議ありませんか。

「「異議なし」の声あり」

○議長（鈎先美彦君） 異議なしと認めます。

よつて、議案第十四号ほか三件を本日の日程に追加することに決定いたしました。

追加日程第一及び追加日程第二を一括議題といたします。

〔市川保夫議会事務局長朗読〕

追加日程第一 議案第十四号 特別区競馬組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

追加日程第二 議案第十五号 特別区競馬組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（鈎先美彦君） これらの件につきまして、総務・事業副委員長の報告を求めます。

島村副委員長。

○総務・事業副委員長（島村高彦君） 総務・事業委員会に付託されました議案第十四号及び議案第十五号の審査経過及び結果につきまして、ご報告申し上げます。

委員会では、理事者より議案の内容について説明を受けた後審査に入りましたが、審査に当たっては、特に質疑・意見等はなく、採決の結果、委員会は、議案第十四号及び議案第十五号について、全員賛成により、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

これをもって、総務・事業委員会の報告を終わります。

○議長（鈎先美彦君） ありがとうございます。ただいまの報告に対して質疑はありますか。

「「なし」の声あり」

○議長（鈎先美彦君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより、採決いたします。

総務・事業委員会の審査結果は、いずれも原案可決でございます。

議案第十四号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

「「異議なし」の声あり」

○議長（鈎先美彦君） 異議なしと認めます。

よつて、議案第十四号は、原案のとおり可決いたしました。

議案第十五号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

「「異議なし」の声あり」

○議長（鈎先美彦君） 異議なしと認めます。

よつて、議案第十五号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、追加日程第三及び追加日程第四を議題といたします。

〔市川保夫議会事務局長朗読〕

追加日程第三 認定第一号 令和六年度特別区競馬組合決算の認定について
追加日程第四 議案第十六号 特別区分配金について

○議長（鈎先美彦君） これらの案件につきましては、全議員で構成する決算特別委員会で審査しておりますので、委員長の報告は

省略いたします。

これより、採決いたします。

決算特別委員会の審査結果は認定第一号が認定、議案第十六号が原案同意でございます。
認定第一号は、認定することにご異議ございませんか。

「「異議なし」の声あり」

○議長（鈎先美彦君） 異議なしと認めます。

よつて、認定第一号は、認定することに決定いたしました。

議案第十六号は、原案に同意することにご異議ありませんか。

「「異議なし」の声あり」

○議長（鈎先美彦君） 異議なしと認めます。

よつて、議案第十六号は、原案に同意することに決定いたしました。

以上で、今定例会の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第六条の規定により、本日をもつて閉会したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

「「異議なし」の声あり」

○議長（鈎先美彦君） 異議なしと認めます。

よつて、今定例会は、本日をもつて閉会することに決定いたしました。

ここで、副管理者から発言の申出がありますので、これを許可いたします。

小柳津副管理者。

○副管理者（小柳津明君） 本日ご提案申し上げました案件につきましては、慎重なるご審議をいただき、ご決定を賜りまして、誠にありがとうございました。

今後の事業運営に当たりましては、暑熱対策や競走馬の調教環境の充実、東京都競馬株式会社との関係、財政計画などご指摘いただきましたことを十分に踏まえ、競馬事業の発展と売上げの向上を図つてまいりたいと思つております。

議長をはじめ、皆様方のなお一層のご理解・ご協力をお願い申し上げましてご挨拶とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

○議長（鈴先美彦君） ありがとうございました。副管理者の挨拶は終わりました。

以上をもちまして、令和七年第三回特別区競馬組合議会定例会を閉会といたします。
ご苦労さまでございました。

閉会（午前十一時四十六分）

会
議
員
た
だ
太
郎
議
員
佐
藤
篤
長
釤
先
彥
署
名
議
員
美

資

料

の

部

令和7年第3回特別区競馬組合議会定例会 議事日程

令和7年9月18日(木)午前10時40分開議

日程第1 会期の決定について

日程第2 議案第14号 特別区競馬組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する
条例の一部を改正する条例

日程第3 議案第15号 特別区競馬組合職員の育児休業等に関する条例の一部
を改正する条例

日程第4 認定第1号 令和6年度特別区競馬組合決算の認定について

日程第5 議案第16号 特別区分配金について

特別区競馬組合議会 異動者名簿

(令和7年9月18日現在)

港 区 土 屋 準 議 員 令和7年7月4日 就任

文 京 区 市村 やすとし 議 員 令和7年6月24日 就任

特別区競馬組合議会 常任委員会選任名簿

(運営委員)

土 屋 準 議 員
(令和7年7月4日選任)

(総務・事業委員)

市村 やすとし 議 員
(令和7年6月24日選任)

特別区競馬組合議会 議席表

令和7年9月18日～

3番 土 屋 準 議 員

5番 市村 やすとし 議 員

令和七年第三回特別区競馬組合議会定例会を次のとおり招集する。

令和七年九月十一日



二
場所 東京区政会館
一
期日 令和七年九月十八日（木）

特別区競馬組合 管理者 服部 征夫



7 特競総第 570 号
令和 7 年 9 月 11 日

特別区競馬組合議会
議長 鈎先美彦 殿

特別区競馬組合
管理者 服部 征夫

令和 7 年第 3 回特別区競馬組合議会定例会の
招集について

のことについて、本日、別紙写しのとおり告示したのでお知らせいたします。

記

- 1 期日 令和 7 年 9 月 18 日（木）
- 2 場所 東京区政会館 19 階 191 会議室
以上

(写)

7 特競総第 571 号
令和 7 年 9 月 11 日

特別区競馬組合議会
議長 鈎 先 美 彦 殿

特別区競馬組合
管理者 服 部 征 夫

議案の送付について

このことについて、令和 7 年第 3 回特別区競馬組合議会定例会に付議する案件を下記のとおり送付いたします。

記

1 条例案件

議案第 14 号 特別区競馬組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

議案第 15 号 特別区競馬組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

2 決算案件

認定第 1 号 令和 6 年度特別区競馬組合決算の認定について

3 分配金案件

議案第 16 号 特別区分分配金について

以上

(写)

7 特競総第 597 号
令和 7 年 9 月 11 日

特別区競馬組合議会
議長 鈎 先 美 彦 殿

特別区競馬組合
管理者 服 部 征 夫

令和 7 年第 3 回特別区競馬組合議会定例会に出席する議事説明員について

7 特競議第 100 号により要求のあった、標記の件について、下記のとおり通知いたします。

記

1 組合役員

管 理 者 服 部 征 夫
副 管 理 者 小 柳 津 明

2 職 員

競 馬 事 務 局 長 桑 野 俊 郎
(事業担当部長兼務)

経 営 企 画 担 当 部 長 粕 谷 招 世

総 務 担 当 部 長 岸 幸 弘

参 事 笹 岡 賢 治
(お客様事業課長事務取扱)

経 営 企 画 室 長 赤 瀬 貴 之
(場外経営担当課長兼務)

広 報 課 長 山 田 健 一 郎

シ ス テ ム 課 長 中 島 浩 司

総 務 課 長 山 下 玲 子

経 理 課 長 朝 生 崇 之

競 走 課 長 木 村 洋 之
(副参事(馬主担当)兼務)

副 参 事 笹 本 美 穂

(公 正 担 当) 小 山 昭 二

厩 舎 管 理 課 長 中 嶋 将 彦

施 設 再 整 備 担 当 課 長 (小林牧場長兼務)

監 察 委 員 事 務 局 長 宮 澤 裕 司

以 上

(写)

7特競監第48号
令和7年7月2日

特別区競馬組合議会
議長 鈎先美彦様

特別区競馬組合
監査委員 田辺裕子
監査委員 ただ太郎
(公印省略)

令和7年5月分例月出納検査の結果について（報告）

地方自治法第292条及び第235条の2第1項の規定に基づく例月出納検査の結果について、第235条の2第3項の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 検査月日 令和7年6月24日（火）
- 2 検査場所 東京区政会館 代表監査委員室
- 3 検査対象 令和7年5月末日における特別区競馬組合一般会計に係る現金の出納保管状況及び関係証拠書類
- 4 検査結果 令和7年5月末日における一般会計予算の執行及び資金の運用状況は、別紙のとおりである。
預金・有価証券現在高は、預金明細書、預金通帳及び取引報告書等と照合し、誤りのないことを確認した。
また、会計伝票等帳票についても、関係帳簿類と照合し、誤りのないことを確認した。

（別紙掲載は省略）

(写)

7特競監第67号
令和7年8月4日

特別区競馬組合議会
議長 鈎先美彦様

特別区競馬組合
監査委員 田辺裕子
監査委員 ただ太郎
(公印省略)

令和7年6月分例月出納検査の結果について（報告）

地方自治法第292条及び第235条の2第1項の規定に基づく例月出納検査の結果について、第235条の2第3項の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 検査月日 令和7年7月28日（月）
- 2 検査場所 東京区政会館 代表監査委員室
- 3 検査対象 令和7年6月末日における特別区競馬組合一般会計に係る現金の出納保管状況及び関係証拠書類
- 4 検査結果 令和7年6月末日における一般会計予算の執行及び資金の運用状況は、別紙のとおりである。
預金・有価証券現在高は、預金明細書、預金通帳及び取引報告書等と照合し、誤りのないことを確認した。
また、会計伝票等帳票についても、関係帳簿類と照合し、誤りのないことを確認した。

（別紙掲載は省略）

(写)

7 特競監第 80 号
令和 7 年 8 月 29 日

特別区競馬組合議会
議長 鈎先 美彦 様

特別区競馬組合
監査委員 田辺 裕子
監査委員 ただ 太郎
(公印省略)

令和 7 年 7 月分例月出納検査の結果について（報告）

地方自治法第 292 条及び第 235 条の 2 第 1 項の規定に基づく例月出納検査の結果について、第 235 条の 2 第 3 項の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 検査月日 令和 7 年 8 月 27 日（水）
- 2 検査場所 東京区政会館 代表監査委員室
- 3 検査対象 令和 7 年 7 月末日における特別区競馬組合一般会計に係る現金の出納保管状況及び関係証拠書類
- 4 検査結果 令和 7 年 7 月末日における一般会計予算の執行及び資金の運用状況は、別紙のとおりである。
預金・有価証券現在高は、預金明細書、預金通帳及び取引報告書等と照合し、誤りのないことを確認した。
また、会計伝票等帳票についても、関係帳簿類と照合し、誤りのないことを確認した。

（別紙掲載は省略）

(写)

7 特競総第 527 号
令和 7 年 9 月 18 日

特別区競馬組合議会
議長 鈎先 美彦 殿

特別区競馬組合
管理者 服部 征夫

令和 6 年度株式会社ティーシーケイサービス
の経営状況について（報告）

このことについて、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定に基づき下記のとおり報告いたします。

記

- 1 報告内容 令和 6 年度における株式会社ティーシーケイサービスの現況及び決算内容
- 2 報告書類
 - ① 株式会社ティーシーケイサービスの現況について
 - ② 貸借対照表
 - ③ 損益計算書

以上

特別区競馬組合

株式会社ティシーケイサービスの現況について（報告）

1 第25回定時株主総会

- (1) 日 時（場所） 令和7年6月26日（木）14時45分（本社会議室）
 (2) 報 告 事 項
 第25期（令和6年4月1日～令和7年3月31日）決算の件

2 経営成績（令和6年4月1日～令和7年3月31日）

売 上 高 (対前期比)	営業利益 (対前期比)	経常利益 (対前期比)	当期純利益 (対前期比)	繰越利益 剩余金
1,120,854,249円 (91.58%)	18,356,692円 (209.79%)	20,036,991円 (190.52%)	8,298,904円 (231.99%)	135,920,966円

3 業績の推移

区 分	第21期 (令和2年度)	第22期 (令和3年度)	第23期 (令和4年度)	第24期 (令和5年度)	第25期 (令和6年度)
営業利益	△ 120,358,929円	△ 2,422,065円	15,838,839円	8,750,228円	18,356,692円
当期純利益	22,667,180円	16,105,552円	10,860,669円	3,577,209円	8,298,904円
総資産額	282,209,840円	317,449,059円	362,377,750円	374,301,171円	354,468,085円

4 株式の状況（令和7年3月31日現在）

- (1) 株 式 総 数 **2,000株**
 (2) 株 主 **特別区競馬組合**

5 会社の概要

- (1) 事 業 内 容
 競馬主催者等から受託する投票業務及び競馬開催関連業務
- (2) 本 社 事 業 所
 東京都品川区勝島1丁目6番22号
- (3) 社 員 の 状 況（令和7年4月1日現在）
 社員34名 契約社員3名 パートタイマー 40名

貸 借 文 書 照 表

(単位：円)

株式会社 ティシーケイサービス

令和 7年 3月31日現在

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流 動 資 産】	325,107,388	【流 動 負 債】	111,164,334
現 金 及 び 預 金	226,549,969	買 掛 金	2,939,694
売 掛 金	91,908,449	未 払 金	72,680,767
棚 卸 資 産	7,059,073	未 払 費 用	12,473,763
未 収 入 金	130,697	預 り 金	487,323
前 払 費 用	9,200	未 払 法 人 税 等	2,535,400
貸 倒 引 当 金	△550,000	賞 与 引 当 金	13,099,987
【固 定 資 産】	29,360,697	未 払 消 費 税 等	6,947,400
(有 形 固 定 資 産)	25,371,395	【固 定 負 債】	7,382,785
建 物 付 属 設 備	4,043,308	退 職 給 付 引 当 金	7,382,785
構 築 物	2,034,395	負 債 の 部 計	118,547,119
工 具・器 具・備 品	14,790,552		
一 括 償 却 資 産	4,503,140		
(無 形 固 定 資 産)	86,250	純 資 産 の 部	
ソ フ ト ウ ェ ア	86,250	【株 主 資 本】	235,920,966
(投 資 そ の 他 の 資 産)	3,903,052	【資 本 金】	100,000,000
出 資 金	200,000	【利 益 剰 余 金】	135,920,966
長 期 前 払 費 用	3,420,732	繰 越 利 益 剰 余 金	135,920,966
保 証 金・敷 金	50,000	(うち当期純利益)	(8,298,904)
供 託 金	232,320	純 資 産 の 部 計	235,920,966
資 産 の 部 計	354,468,085	負 債・純 資 産 の 部 計	354,468,085

損 益 計 算 書

(単位：円)

自 令和 6年 4月 1日

至 令和 7年 3月31日

株式会社 ティシーケイサービス

科 目	金 額	
【売 上 高】		1,120,854,249
【売 上 原 価】		
期 首 棚 卸 高	8,113,560	
仕 入 高	51,461,039	
合 計	59,574,599	
期 末 棚 卸 高	6,406,246	53,168,353
売 上 総 利 益		1,067,685,896
【販売費及び一般管理費】		1,049,329,204
營 業 利 益		18,356,692
【営 業 外 収 益】		
受 取 利 息	7,286	
貸 倒 引 当 金 戻 入	61,000	
雜 取 入	1,612,013	1,680,299
經 常 利 益		20,036,991
【特 別 損 失】		
固 定 資 産 除 却 損	2,492,971	
雜 損 失	3,255,604	5,748,575
稅引前当期純利益		14,288,416
法人税、住民税及び事業税		5,989,512
当 期 純 利 益		8,298,904

令和 7 年 第 3 回 特別区競馬組合議会定例会 追加議事日程

令和 7 年 9 月 18 日(木) 午前 10 時 40 分 開議

追加日程第 1 議案第 14 号 特別区競馬組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

追加日程第 2 議案第 15 号 特別区競馬組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

追加日程第 3 認定第 1 号 令和 6 年度特別区競馬組合決算の認定について

追加日程第 4 議案第 16 号 特別区分配金について

(写)

令和 7 年 9 月 18 日

特別区競馬組合議会
議長 鈎先 美彦 様

特別区競馬組合議会
総務・事業副委員長 島村 高彦

総務・事業委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、
会議規則第 74 条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	審査結果
議案第 14 号	特別区競馬組合職員の勤務時間、休日、 休暇等に関する条例の一部を改正する 条例	原案可決
議案第 15 号	特別区競馬組合職員の育児休業等に關 する条例の一部を改正する条例	原案可決

(写)

令和 7 年 9 月 18 日

特別区競馬組合議会
議長 鈎先 美彦 様

特別区競馬組合議会
決算特別委員長 青木 博子

決算特別委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、
会議規則第 74 条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	審査結果
認定第 1 号	令和 6 年度特別区競馬組合決算の認定に ついて	認定
議案第 16 号	特別区分配金について	原案同意

議

案

の

部

議案第十四号

特別区競馬組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和七年九月十八日

提出者 特別区競馬組合管理者 服 部 征 夫

特別区競馬組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

特別区競馬組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十年特別区競馬組合条例第一号）の一部を次のように改正する。

第十六条の三第一項中「次条において」を「以下」に改める。

第十六条の四の次に次の二条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員に対する意向確認等）

第十六条の五 任命権者は、特別区競馬組合職員の育児休業等に関する条例（平成四年特別区競馬組合条例第一号）第十八条第一項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 申出職員の仕事と育児との両立に資するものとして組合規則で定める制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の組合規則で定める事項を知らせるための措置

二 出生時両立支援制度等の請求等に係る申出職員の意向を確認するための措置

三 特別区競馬組合職員の育児休業等に関する条例第十八条第一項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出

職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資するものとして組合規則で定める事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、三歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、組合規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 対象職員の仕事と育児との両立に資するものとして組合規則で定める制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の組合規則で定める事項を知らせるための措置

二 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

三 対象職員の三歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資するものとして組合規則で定める事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第一項第三号又は前項第三号に掲げる措置により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年十月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前において、この条例による改正後の特別区競馬組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第十六条の五第一項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場

合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

(提案理由)

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、規定を整備する必要がある。

議案第十五号

特別区競馬組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和七年九月十八日

提出者 特別区競馬組合管理者 服部 征夫

特別区競馬組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

特別区競馬組合職員の育児休業等に関する条例(平成四年特別区競馬組合条例第一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第十九条第一項及び第二項」を「第十九条第一項から第三項まで及び第五項」に改める。

第十四条第二号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「除く」の下に「。次条において同じ」を加える。

第十五条の見出し中「部分休業」を「第一号部分休業」に改め、同条第一項を次のように改める。

育児休業法第十九条第二項第一号に掲げる範囲内で請求する同条第一項に規定する部分休業(以下「第一号部分休業」という。)
の承認は、三十分を単位として行うものとする。

第十五条第二項及び第三項中「部分休業」を「第一号部分休業」に改め、同条の次に次の四条を加える。

(第二号部分休業の承認)

第十五条の二 育児休業法第十九条第二項第二号に掲げる範囲内で請求する同条第一項に規定する部分休業(以下「第二号部分休業」という。)の承認は、一時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める時
間数の第二号部分休業を承認することができる。

一　一回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき
当該勤務時間の時間数

二　第二号部分休業の残時間数に一時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき
当該残時間数

(育児休業法第十九条第二項の条例で定める一年の期間)

第十五条の三　育児休業法第十九条第二項の条例で定める一年の期間は、毎年四月一日から翌年三月三十一日までとする。

(育児休業法第十九条第二項第二号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第十五条の四　育児休業法第十九条第二項第二号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

一　非常勤職員以外の職員 七十七時間三十分

二　非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日一日当たりの平均勤務時間（全勤務日の勤務時間の合計を当該全勤務日の日数で除して得た時間（その間に一分未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間））をいう。）に十を乗じて得た時間

(育児休業法第十九条第三項の条例で定める特別の事情)

第十五条の五　育児休業法第十九条第三項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第二項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第三項の規定による変更（以下「第三項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第十六条中「部分休業」を「育児休業法第十九条第一項に規定する部分休業」に改める。

第十七条を次のように改める。

(部分休業の承認の取消事由)

第十七条　育児休業法第十九条第六項において準用する育児休業法第五条第二項の条例で定める事由は、職員が第三項変更をしたときとする。

附 則

(施行期日)

1　この条例は、令和七年十月一日から施行する。

(経過措置)

2　育児休業法第十九条第二項第二号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和八年三月三十一日までの間における育児休業法第十九条第一項に規定する部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の特別区競馬組合職員の育児休業等に関する条例第十五条の四の規定の適用については、同条第一号中「七十七時間三十分」とあるのは「三十八時間四十五分」と、同条第二号中「十」とあるのは「五」とする。

(提案理由)

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、規定を整備する必要がある。

議案第十六号

特別区分配金について

右の議案を提出する。

令和七年九月十八日

特別区分配金について

特別区分配金を左記により分配する。

記

提出者 特別区競馬組合管理者 服 部 征 夫

一 分 配 金 総 額	百三十八億円
二 各 区 分 配 額	一区当り 六億円
三 分 配 の 時 期	令和八年四月三十日

(提案理由)

令和六年度未処分利益剰余金を処分し、特別区に分配するため、平成十四年六月十八日議決「特別区競馬組合利益金の処分について」に基づき本案を提出する。

認定第一号

令和六年度特別区競馬組合決算の認定について

右の議案を提出する。

令和七年九月十八日

提出者 特別区競馬組合管理者 服 部 征 夫

令和六年度特別区競馬組合決算の認定について

地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十条第四項の規定に基づき、令和六年度特別区競馬組合決算を監査委員の意見を付して提出し、併せて、同法第三十二条第二項の規定に基づき、令和六年度特別区競馬組合競馬事業剰余金処分計算書（案）を提出する。

令和七年第三回特別区競馬組合議会定例会議録

令和七年十一月 発行

編集・発行 特別区競馬組合議会事務局

千代田区飯田橋三丁目五番一号

東京区政会館二十階

電話 ○三（五二二〇）九七二八

リサイクル適性 

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

再生紙を使用しています